

広島市教育委員会規則第4号

令和8年3月30日

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝 憲

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する  
規則

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。